

答申第 1191 号

諮問第 1851 号

件名：愛知県新体育館整備・運営等事業事業提案書の不開示決定に関する件

## 答 申

### 1 審査会の結論

愛知県知事（以下「知事」という。）が、愛知県新体育館整備・運営等事業事業提案書（以下「本件行政文書」という。）を不開示としたことは妥当である。

### 2 審査請求の内容

#### (1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、審査請求人が愛知県情報公開条例（平成 12 年愛知県条例第 19 号。以下「条例」という。）に基づき令和 7 年 6 月 2 日付けで行った開示請求に対し、知事が同月 16 日付けで行った不開示決定の取消しを求めるというものである。

#### (2) 審査請求の理由（略）

### 3 実施機関の主張要旨

実施機関の弁明書における主張は、おおむね次のとおりである。

#### (1) 本件行政文書について

本件行政文書は、令和 2 年 8 月 7 日に公告した愛知県新体育館整備・運営等事業に関する総合評価一般競争入札において、「要求水準書」や「入札説明書」、「様式集及び記載要領」等に基づいて応募事業者グループが作成し、提出した事業提案書である。なお、「様式集及び記載要領」では、様式の例、様式番号、記載事項、用紙サイズ、枚数等を示しており、各様式の記載方法やレイアウト等は提案者の任意としている。

#### (2) 条例第 7 条第 3 号イ該当性について

本件行政文書には、要求水準書や入札説明書、記載要領等を踏まえ、法人の豊富な経験と高い専門知識、高度な企画・表現能力及び技術力を基に、本事業の提案概要、実施の基本方針、収支計画その他各業務の詳細な事業内容が記載されているものである。これらの内容は、法人の持つノウハウ・知見に該当し、その内容が開示されることは、各法人の手の内が明らかにされるとともに、蓄積されたノウハウ・知見を流出させることになり、法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある。したがって、本件行政文書は、条例第 7 条第 3 号イに該当する。

(3) 条例第7条第6号該当性について

本件行政文書には、法人の持つノウハウ・知見を駆使した提案内容が記載されており、(2)において述べたとおり、これらの内容を開示することは、法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある。愛知県新体育館整備・運営等事業に係る整備・運営事業者の選定は既に終了しているが、これらの内容が公になることが前提となれば、今後、県が行う同種の施設整備事業等において事業者からの積極的な提案が受けられなくなるおそれが生じ、その結果、愛知県新体育館整備・運営等事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。したがって、本件行政文書は、条例第7条第6号に該当する。

4 審査会の判断

(1) 本件行政文書について

本件行政文書は、令和2年8月7日に公告した愛知県新体育館整備・運営等事業に関する総合評価一般競争入札において、要求水準書や入札説明書、様式集及び記載要領等に基づいて応募事業者グループが作成し、提出した事業提案書である。

実施機関は、本件行政文書を条例第7条第3号イ及び同条第6号に該当するとして不開示としている。

(2) 条例第7条第3号イ該当性について

実施機関によれば、本件行政文書には、要求水準書や入札説明書、記載要領等を踏まえ、豊富な経験と高い専門知識、高度な企画・表現能力及び技術力を基に、本事業の提案概要、実施の基本方針、収支計画その他各業務の詳細な事業内容が記載されているとのことである。

当審査会において実施機関から説明を聴取したところ、本件行政文書は、その配置やレイアウト、構成、記載方法を含めた全体が独自のノウハウ・知見であるとのことである。

当審査会において本件行政文書を見分したところ、実施機関の主張するとおりの内容が記載されており、その内容が開示されると、応募した各事業者グループの手の内が明らかにされるとともに、蓄積されたノウハウ・知見を流出させることになり、各事業者グループの権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

よって、本件行政文書は、条例第7条第3号イに該当する。

(3) 条例第7条第6号該当性について

当審査会において実施機関から説明を聴取したところ、本件行政文書には、ノウハウ・知見を駆使した提案内容が記載されていることから、愛知県新体育館整備・運営等事業に係る整備・運営事業者の選定は既に終了しているが、本件行政文書の内容が公になることが前提となれば、今後、事

業者からの積極的な提案が受けられなくなるおそれが生じ、その結果、県が行う同種の施設整備事業等の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとのことである。

当審査会において本件行政文書を見分したところ、実施機関の主張するとおりの内容が記載されており、これらの情報を公にすることにより、県が行う同種の施設整備事業等の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

よって、本件行政文書は、条例第7条第6号に該当する。

(4) 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張については、当審査会の判断に影響を及ぼすものではない。

(5) まとめ

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(審査会の処理経過)

年 月 日	内 容
7 . 1 0 . 1 4	諮問（弁明書の写しを添付）
8 . 3 . 2 4 (第 724 回審査会)	実施機関職員から不開示理由等を聴取
同 日	審議
8 . 4 . 2 3 (第 726 回審査会)	審議
8 . 5 . 2 6	答申